

送検事例

事例 1

マンション改修工事現場における墜落災害で足場工事業者を書類送検

江戸川労働基準監督署は、足場工事業者及び現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 22 年 2 月 10 日、東京都江戸川区内のマンション改修工事現場において、足場工事業者の現場責任者は、労働者に、マンションの外壁に設置した工事用の足場に取り付けた高さ約 6メートルの落下物防護板(朝顔という)上において、朝顔の解体作業を行わせていたところ、労働者が朝顔と一緒に地上に墜落し全身打撲で休業約 1 年を要する傷害を負ったもの。捜査の結果、現場責任者は、朝顔の解体作業について墜落の危険があったにもかかわらず、被災労働者に安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じなかったことが判明した。

事例 2

ドラグショベルと共に転落 - 被災者は半年間意識不明後死亡 - 道路舗装工事業者を書類送検

向島労働基準監督署は、道路舗装工事業者及び同社の社長を、労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

平成 23 年 1 月 25 日、東京都墨田区内で施工していた道路バリアフリー工事現場において、労働者に、道板を使用し、ドラグショベルを運転させてトラックの荷台からおろす作業を行わせていたところ、道板がトラックの荷台から外れ、労働者がドラグショベルと共に転落、負傷して意識不明となり同年 7 月に死亡した。ドラグショベルの積みおろしの際に使用していた道板は、トラックの荷台後部にピンを挿入して固定しなければならないのに、ピンを用いずに単にトラックの荷台後部の端に載せただけの状態であったため、機体重量約 1.5 トンのドラグショベルがその道板上を走行した際に同道板が外れたもの。

事例 3

解体工事現場で落下した天井が労働者を直撃し意識不明の重体、解体工事業者を書類送検

向島労働基準監督署は、解体工事業者及び同社の会長を、労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

事件の概要

解体工事業を営む事業者が、平成 22 年 9 月 10 日、東京都葛飾区内の解体工事現場において、労働者に 3 階建て鉄骨造建屋の解体作業を行わせていたところ、3 階の解体中に天井部分の軽量コンクリート板がはがれ落ち、3 階床面の開口部から 1 階に落下し、1 階で廃材を片づけていた労働者の頭部を直撃し重傷を負った。解体作業を行っていた鉄骨造建屋は、高さが 5メートル以上(高さ 9.89メートル)であったので、建築物等の鉄骨等作業主任者が直接作業を指揮しなければならないのに、直接指揮していなかった。